



「船舶衛生証明書」を

もっていますか？



！ 帰国の際、日本に入港後、スムーズに上陸するために必要なこと

✓ 船舶衛生証明書を取得しておく

✓ 最寄りの検疫所へ事前に連絡する

なぜ必要？

日本入港後は、「検疫」を受けた後でなければ上陸できません。
「船舶衛生証明書」をもっていれば、検疫官が乗船せずに審査する「無線検疫」を受けることができます。

無線検疫とは

- ・感染症の日本国内への侵入を防ぐために、海外から入港する全ての船舶※は、「**検疫**」の手続を受ける必要があります。 ※日本を出航し、海外に寄航した後に入国する場合も対象となります。
- ・手続には「臨船検疫」と「**無線検疫**」があり、無線検疫では、健康状態などを事前に連絡することで検疫官が乗船せずに審査するため、入港後スムーズに上陸することが可能です。

詳しくは、**最寄りの検疫所にご相談**ください

全国の検疫所の
連絡先はこちら



検疫所ホームページ FORTH
<http://www.forth.go.jp/link/>



FORTH 全国の検疫所



※入国手続には、検疫手続以外にも、入国審査や税関などの手続もありますので、ご注意ください。